

相続の手続きについて

相続は、人が亡くなると、その時点から開始となります。
相続の一連の流れは以下ようになります。

3 カ月以内：相続放棄・限定承認

亡くなった方が、財産だけでなく借金も多額に抱えているような場合には、その借金を継承しない手続きとして、家庭裁判所で相続放棄の手続きを取ることができます。この手続きを取ることにより、財産を相続しない代わりに借金を承継する義務も免除されます。

また、財産及び借金が不明瞭であり、財産の額を超える借金を承継したくない場合には、家庭裁判所で限定承認という手続きを取することもできます。

これらの手続きは、原則として亡くなった日から3 カ月以内に行わなければなりません。

4 カ月以内：所得税の準確定申告

本来、所得税の確定申告は、前年1月1日から12月31日の所得について、翌年3月15日が申告期限となっています。しかし、亡くなった方の確定申告（準確定申告）は、その亡くなった日から4 カ月以内に申告することとなっています。

10 ヶ月以内：相続税の申告・納税

相続税の申告と納税は、亡くなった日の翌日から10 ヶ月以内に行うこととなります。

相続人は、この10 ヶ月間で亡くなった方の遺産を洗い出し、財産を評価し、相続税を計算して、申告・納税しなければなりません。

当事務所では、相続専門のスタッフが多数在籍しております。

相続に関する疑問や不安をお持ちの方は、お気軽に当事務所までお問い合わせください。